

法律科目試験問題（憲法） 配点 50 点

次の〔事例〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

〔事例〕

20XX年の衆議院議員総選挙において、それまで8年間にわたって苦戦を強いられてきた政党Pは念願の第一党に返り咲き、P党の党首Aを首班とする内閣が成立した。この総選挙からすでに2年半が経過し、このまま推移すれば約1年半後に、衆議院議員任期満了に伴う総選挙が実施される見込みである。ところが、この総選挙は、以下に述べる政治的な考慮から前倒しされそうな気配である。

P党はもともと「家計にやさしい政治」を標榜し、「ムダな支出の削減」と「大幅な減税による需要喚起」を目玉政策に掲げていた。ところが、前者の政策は各種業界団体の圧力もあって思うようには進んでおらず、加えて後者の政策はいまだ実現できないばかりか、P党の内部において深刻な路線対立をも引き起こしている。すなわち、P党の党首経験もある有力議員Dは「大胆な公共投資による景気回復」を以前から主張しており、Aが政策転換を決断しないかぎり離党も辞さない覚悟であることを公言している。

新聞各紙の世論調査によれば、政策実現の遅滞に伴って政権支持率は下降線を描いている。P党幹事長Cは、支持率のさらなる低下とDの離党をこのまま座視するよりは、現時点で衆議院を解散する方が賢明との判断に傾き、そうした意見をAに伝えた。Aはこの助言を受け容れ、内閣官房長官Bと会談し、なるべく隠密に衆議院解散決定への準備を急ぐ方針を確認した。

以上のような政治状況の下、内閣官房長官Bの定例記者会見において、次のようなやりとりがあった。

記者：衆議院解散の時期についてどのように考えているか。

B：それは内閣総理大臣の専権事項なので、私からの回答は控えたい。

記者：解散がおこなわれるとすれば、総選挙の争点は何なのか。

B：それはまあ、いろいろとあるでしょう。

記者：明確な争点もなく政略的に解散権を行使することは許されないのではないか。

B：繰り返しになるが、解散権の行使については首相がお決めになることです。議院内閣制とはそういうものでしょう。今般の状況下で、衆議院を解散してはならないという法的根拠があれば、教えてもらいたい。

〔設問〕

日本国憲法下における衆議院解散権の所在、及びその行使にかかる条件について、さまざまな考え方に触れながら、記者会見でのBの見解を憲法上の観点から論評なさい。